

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 おたすけ工房
--------------	------------------

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	山影 菜花		無	理事長
理事	吉田 真泉		無	副理事長
理事	鈴木 夏帆		無	副理事長
理事	松田 菜奈		無	
理事	柿沼 伸佳		無	
監事	池田 進		無	

◇役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下のときは、配偶者若しくは三親等以内の親族（以下、親族等といいます。）は入れません。また、役員総数が6人以上のときは、ある役員からみて、1人だけは親族等が入ることができます。

※ 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）

◇未成年者が役員に就任する場合にはご相談ください。（法定代理人の同意書が必要です。）